

## 障害者雇用支援員の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領（16川教庶第1274号）（以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、教育委員会事務局職員部教職員人事課又は市立学校に勤務する障害者雇用支援員（以下「嘱託員」という。）の身分、職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (身分及び任用期間)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

2 任用期間は、1年以内とし、嘱託員の任用は4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

### (退職)

第3条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

### (解職)

第4条 教育長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

### (定数)

第5条 嘱託員の定数は、6名とする。

### (任用)

第6条 嘱託員は、心身とも健康で、かつ、障害者の就労支援経験のある者や専門的な資格を有する者等障害者の就労支援に関する業務について理解と見識を有する者、又は、学校における事務を理解し、障害者が学校において円滑に勤務できる体制づくりを行うために必要なコミュニケーション能力のある者等次条に定める職務の遂行能力があると認められる者のうちから教育長が選考する。

2 前項の選考に当たっては公募を行うこととする。

### (職務)

第7条 嘱託員は、障害者就業員等を支援するため、教育委員会事務局職員部教職員人事課長（以下「教職員人事課長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 業務指導・安全管理に関する業務
  - (2) 業務内容等に係る計画の作成及び庁内調整、学校内調整に関する業務
  - (3) その他必要な業務
- (服務)

第8条 教職員人事課長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が遵守されるよう常に指揮監督しなければならない。

- 2 教職員人事課長は、嘱託員が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、ただちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(勤務時間等)

第9条 嘱託員の1週間の勤務時間は、29時間の範囲内とする。

- 2 嘱託員の勤務を要する日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの週5日間以内
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後4時までの範囲内とする。ただし、正午から午後1時までの間は休憩時間とする。

(休日)

第10条 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇の日数を与えることができる。

- 2 年の途中で任用された嘱託員に対しては、別表第2に掲げる区分に応じた年次有給休暇の日数を与えることができる。

- 3 第2条第2項の規定により、1年を超えて勤務する場合において、前年に付与した休暇日数のうち使用しなかった日数があるときは、正規職員の例による。

(特別休暇)

第12条 嘱託員に対して、取扱要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第13条 嘱託員は、取扱要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第14条 教育長は、嘱託員が請求した場合において、取扱要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第15条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 嘱託員の第1種報酬の額は、月額194,300円以内とする。
- 3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ、教育次長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、教育次長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（第1種報酬の減額）

第15条の2 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの第1種報酬額）

第15条の3 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

- 2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬）

第16条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に前条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第15条第2項の第1種報酬月額から減額する。第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に前条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第15条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

（費用弁償）

第17条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（社会保険の適用）

第18条 嘱託員に対する社会保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）、

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第19条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、教職員人事課に勤務する場合にあっては、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の、市立学校に勤務する場合にあっては労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（健康診断）

第20条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

#### 別表第1（第11条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日
4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日
	10日	11日	11日	11日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日
	6日	7日	7日	7日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日
	3日	3日	3日	3日	3日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2 (第11条関係)

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月 を超える 期間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。